強調月間

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を 犯した人たちの更生について理解を深め、そ れぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非 行のない明るい社会を築こうとする全国的な 運動です。

第57回となる本運動では、「防ごう犯罪と 非行 助けよう立ち直り」の統一標語の下、

「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地 域住民の理解と参加を求める」を重点目標に 取り組みます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いし ます。

おかえり

あなたに信じてもらう。 それだけで、歩き出せる人がいます。 あやまちから立ち直ろうとする決意を、 どうかまっすぐに受け入れてください。 更生への道のりには、 あなたの温かい支えが必要です。

第58回 社会を明るくする運動 のための標語募集

「犯罪や非行の防止」「犯罪や非 行をした人たちの立ち直り」を テーマに標語を募集します。

- ○応募方法 官製はがき又はメール(はがき1 枚及びメール1通につき1標語)
 - ・官製はがき…表面に「社明標語」と朱書き
 - ・メール……標題に「社明標語」と入力
- 7月1日(日)~31日(火) ●応募期間
- **○応募資格** どなたでも応募できます
- ●応募先・問い合わせ

〒100-8977東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 法務省大臣官房秘書課広報室

Eメール shameihyougo@moj.go.jp ※ 詳しくは、法務省ホームページ (www.moj.go.jp/HOGO/)をご覧ください。

問い合わせ

第57回 "社会を明るくする運動" 甲賀市実施委員会 (社会福祉課) ☎ 65-0700 FAX 63-4085

平成20年 4月から

始まります

邰 制

加入対象者

なっている人は、 歳以上の老人保健制度の該当と 定の障害がある人も含みます) ◎75歳以上の人(65歳以上で 平成20年3月31日の時点で75 国民健康保険

◎お医者さんにかかったとき

通常は1割の負担です。

た

一定以上の所得のある方

境が変化するなか、安定し到来を迎え、大きく社会環本格的な少子高齢社会の 始まります。 在の老人保健制度にかわる た医療制度を続けていくた 「後期高齢者医 平成20年4月から、現 移行します。

渡しします。 ◎後期高齢者医療の保険証をお 病院での個人負担

者となります。 の誕生日を迎える人は、 から「後期高齢者医療」 平成20年4月1日以降に75歳 一の加入 誕生日

保険証(被保険者証)

保険料の合計額が年金額の2分 ◎原則として、年金から天引き 年金額が年額18万円未満の (特別徴収) されます。 介護保険と後期高齢者医療 方

「後期高齢者医療」

の

加入者に

・社会保険等の健康保険から

は3割の負担となります。

保険料の納付

なります。 保険料を納めていただくことに ◎すべての加入者の皆さんから

この市町でも統一した算定方法 で計算します。 得をもとに決定され、県内のど の医療費の総額 保険料の額は、 加入者数や所 滋賀県全体で

保険年金課 FAX 63-4618 FX077-522-3023 **1**65-0689 老保医療係

問い合わせ

滋賀県後期高齢者医療広域連合 **2**077-522-3013

予定です。 7

なります。 手続きや保険料額につい 今後の広報でお知らせする

の1を超える場合は、 徴収)で納めていただくことに よる直接納付や□座振替(普通 納付書に